平成２２年（フ）第４６５号
愛知県岡崎市井田町字星九田21番地
債務者　寺崎　清美
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月６日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１８４８号
横浜市神奈川区羽沢南２丁目23番７―206号
債務者　小澤　佑大
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１０号
青森市沖館４丁目16番８号　マイハウス沖館８号
債務者　桑田　　達
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１０号
青森市浪館前田１丁目16番43号
債務者　算用子浩之
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３０号
青森市けやき１丁目16番12号
債務者　柿﨑　祐子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５０号
青森市浪館前田２丁目23番22号
債務者　長内　敏雄
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
青森県五所川原市字布屋町３番地
債務者　傳法谷佳代
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原344番地10
債務者　安田　　幹
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第４２０号
静岡県浜松市中区八幡町158番地
債務者　藤井　泰久
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４２１号
静岡県浜松市中区八幡町158番地
債務者　藤井　孝枝
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第９７号
岡山県津山市東一宮218番地５
債務者　川瀬　一生
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午前11時20分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第３５号
島根県益田市久城町213番地10
債務者　近藤　　正
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１７１号
神奈川県川崎市川崎区大島４丁目９番１号
破産者　株式会社大国不動産
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第２７１７号
愛知県海部郡甚目寺町大字上萱津字八剱２番地
破産者　有限会社サンコー
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７９５号
愛知県愛知郡東郷町大字和合字ギロウ25番地１
破産者　有限会社トーワ建設
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９７３号
名古屋市昭和区曙町１丁目28番地
破産者　有限会社一力屋
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部